

## 令和5年 第10回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (15人)  
出席者 1番 宇佐美幸雄            2番 山田 茂            3番 竹内 佳重  
          4番 宮口 太郎            5番 欠番                6番 井上 豊  
          7番 芝崎 篤子            8番 眞砂 幸光        9番 神宮 俊夫  
         10番 戸塚 勉            11番 橋本 一男       12番 武井 洋一  
         13番 田中 正明           15番 金井 亮           16番 伏田 再子  
         17番 丸山 征二
- 4 欠席委員 (1人)  
         14番 中山 範雄
- 5 議事日程  
    日程第 1                    議事録署名人の指名について  
    日程第 2                    会務の報告について  
    日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
    日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
    日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
    日程第 6 議案第4号 農地法第43条の規定による届出について  
    日程第 7 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- 6 農業委員会事務局職員  
    事務局長            小野 恭義            庶務兼農業振興係長            新井 雅彦  
    農地係長            新部 俊之            農地係                            真下 貴光  
    農業振興係            大河原健斗

### 会議の概要

議長 ただいまから令和5年第10回農業委員会総会を開会します。  
出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。  
本日の総会開催に当たり、14番中山範雄委員より欠席届が提出されておりますので、報告します。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、4番宮口太郎委員・13番田中正明委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。令和5年9月25日開催の第9回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係4件、5条関係14件につきましては、令和5年10月16日付で許可書を交付いたしました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第3回理事会が10月11日に前橋市のJAビルで開催され、芝崎委員が出席されました。

群馬県農業会議の第7回常設審議委員会が10月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法第3条の1番です。この土地については、今県道の広幹道の代替地としてここを所有するもの。この方については問題ないと思われまので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第1号、農地法第3条の3番、5番、6番、7番です。3番は〇〇、昔の〇〇ですね。〇〇のところの〇〇さんという〇〇さんがあったのですが、その家の裏です。この受ける人が〇〇さんをやっております。この土地は前から空いております。畑を作るのにはちょうどよいかと思うので、問題ないと思います。

それから、5番、6番、7番は〇〇というところで、この3軒の方は隣組同士の人です。ちょうど〇〇さんのほうで土地を手放すということで、3軒で分けて保有するような形になっておりまして、この3軒も現に農業をやっておりますので、継続して農業できると思いますので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。これは隣の畑の人が買うということで、問題ないかと思われますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法3条関係の8番と9番です。ここで、口下手なものですから、メモしてきたのを読ませていただいて説明に代えさせていただきます。番号が何回も出てきますので、ゆっくり読みますので、よろしく願いいたします。

まず、8番なのですが、8番の譲受人が次ページの9番とも少々関係しておりますので、よろしく願いいたします。8番の譲受人は、9番の県外に居住している土地所有者の実家とは昔から親交がありました。19日に現地調査に参加された方は確認されたと思いますが、9番の土地所有者の〇〇が亡くなった後、留守となった実家周辺の広い敷地の整備を、8番の受け人が無償で整備を続けてきているという間柄です。そんな関係もありまして、9番で申請されている9筆の農地分とは別に、8番受け人の家を挟んで反対側の方向に残されていた農地について、譲渡の話が進んできていました。今回、8番で申請の67平米の土地は、先月の申請から漏れていた分です。もう1筆、670平米の土地は、相手との相談がまとまったことによる申請となります。今までの営農活

動の実績から判断して、譲り受けた土地は間違いなく農地として効率よく利用できるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、9番です。本件は9筆、約1万平米の農地を、県外所有者から市内在住の〇〇譲受人へ所有権移転したいというものです。当該農地の受け人は、令和2年に登録空き家住宅への入居を希望して、現在市内在住であり、付随農地約300平米の耕作をしています。同時取得する住宅、山林を活用してのキャンプ場経営に興味を示しています。来場者へ農産物を提供することも楽しみにしています。将来的には、農産物を農協を通じて販売することも視野の内にあるようです。

ただし、譲り受ける農地には課題もあります。面積の半分ほどは放置状態となっています。この土地への取組が心配されるのですが、幸いにもこの3条申請の8番申請の譲受人が、9番申請の農地取得者から要望があれば、支援したいと聞こえてきております。私も実際に本人から、数日前にその旨確認しております。前ページを見ていただきまして、8番の欄で農機の確保状況を見ていただきたいと思います。既に即時作業に取りかけられるように、作業用途に合わせたトラクターの台数がそろっております。

このたびの話は、県外在住者が所有する住宅、山林、農地を残らず一括処分したいという希望に基づいているため、未整備の農地も含まれています。名乗り出た受け人の挑戦は、力強い支援者の存在があるため、明るい先行きが期待できると考えておりますので、審査の参考によりしく願いします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 ないようですので、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から7番の3件、3班に8番と9番の2件、以上合計9件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。これは3種農地であり、また北は住宅であり、西、東は道に挟まれた土地でありますので、問題ないかと思われまので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第2号の1番になりますが、先月〇〇さんの家を建てるということで申請が出ていたのですが、そのときにこの部分が違反転用であることが発覚しまして、修正の申請になります。自宅周辺の農地で、周辺農地への影響はないと思いますので、審議の参考をお願いします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審議の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議について

てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、10月19日に実施しました申請地面積1,000平米以上の土地の申請は、5条の申請が2件ございましたが、現地調査の結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページ記載の8件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の3番から7番の5件です。まず、3番です。ここは西が太陽光発電で周りは耕作放棄地で、また太陽光発電ということで問題ないかと思われま

す。4番です。行ってみると周りは全部太陽光発電で、ここだけが残されている畑という感じでありまして、ここは太陽光発電を造るしかない場所ですので、問題ないかと思われま

す。5番です。ここは3種農地で周りは住宅地ということで、駐車場ということで問題ないかと思われま

す。6番です。ここも3種農地で周りが住宅地で、庭用地、駐車場、道路用地ということで、これも問題ないかと思われま

す。7番です。3種農地で周りは住宅地でありまして、これも問題ないかと思われま

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の8番の案件でございます。現場を

確認したところ、周りに農地がなく問題ないと思いますので、よろしくご審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条の1番と2番です。この1番、2番、譲渡人、受け人、本人なのですがけれども、〇〇の死去に伴って両方とも最近相続した土地で、本人が太陽光発電の建設もするというので、特に問題ありません。それで、この土地は、1番のほうですが、この場所の南側緩斜面は、既に太陽光のソーラーが設置されている緩斜面でして、ちょっと上の段になりますが、南側の斜面で場所としては適地かと思います。

2番のほうですが、2番は本人の〇〇という会社の事務所がプレハブで、実際この土地の真ん中辺にあるのですが、プレハブですので、すぐ撤去して太陽光発電が建設されるということで、特に問題ないかと思います。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から8番の4件、以上合計8件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:00)

(書類審査)

(再開午後 2:16)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の9番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号9番の案件申請者から説明を求めます。

書士さんと本人と奥さんと3名来ているそうです。日本語で大丈夫です。

(議案第1号9番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

9番申請者 お世話になります。〇〇で〇〇をやっている〇〇といます。よろしくお願いいたします。こちらが今回の申請人の〇〇さんご夫婦です。よろしくお願いいたします。今回出した概要なのですが、現在住んでいるところは〇〇に住んでいらっしゃるのですが、これは空き家対策でもって農地と、農地少ないのですが、農地と空き家を購入して今生活しております。現在、農地のほうは耕して自分たちで夏野菜なんか作って生活しております。それと、以前安中に来る前に〇〇にいたそうなのですが、そこでも家庭菜園をずっとやっていたということです。また、ご主人の実家、〇〇らしいのですが、そこでは子供のときから農作業に関わっていた。日本とちょっと違うのでしょうか、関わっていたということです。現在は、JAの組合員に登録したそうですので。聞くところによると、元農業委員さんですか、〇〇さんが指導しているという話を私のほうで聞いております。

また、皆さん、現場を見たかどうか分からないのですが、購入される半分弱ぐらいが荒れ地になっていまして、それをこれから徐々に耕して、2人でやるのですが、ボランティアを募ってやるということだそうです。現在、登記簿上地目の田んぼがあるのですが、現状は多分田んぼができる状態ではないので、ある程度開墾して畑として使用するそうです。

また、これから栽培する予定なのは、大豆、枝豆、ナス、ネギ、キュウリ、キャベツ、トマト、白菜というものを無農薬で栽培したいと。また、今現在住んでいらっしゃる家も〇〇なものですから、そこにもそういうものを提供したいと。また、一部将来的にできる道の駅などにも納めたいということだそうです。また、ちょっと分からないのですが、キャンプ場も、今回購入される宅地のはす向かいに山林があったと思うのですが、その中にキャンプ場を造る予定らしいので、そのところでも生産したものを消費してもらうという方向でやるそうですので、よろしくお願いいたします。

私の概要は以上なのですが、よろしくお願いいたします。

議長 お二人はよろしいですか。



9 番申請者 はい。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。どうもお疲れさまです。地元の担当、よろしく申し上げます。お疲れさまです。ご主人のほうは、言葉が分かるかどうかあれですけども、日本の気候には慣れて農作業なんか一生懸命、農作業するというよりも、この蒸し暑い日本の夏にうまく休憩を取りながら作業なんかできるように、農作業の環境に慣れましたか。

9 番申請者 はい、大丈夫です。日本にもう 20 年ぐらい住んでいます。

9 番申請者 僕はここに 18 年位住んでいます。だから、日本で全然問題ない。

1 2 番委員 今はもう涼しくなったのですけれども、夏なんか熱中症などにかかることなく、休憩を取りながらうまい作業をしていただきたいと思います。

9 番申請者 ○○と気候的には同じなので大丈夫だそうです。

1 2 番委員 そうなのですか。それはよかった。奥さんは何かご職業、お勤めになっているようなことをお聞きしたのですが、農作業との関係はいかがですか。その辺のバランスは。

9 番申請者 パートですので、両方やっていきたいと思います。

1 2 番委員 そうですか。分かりました。地方新聞で上毛新聞というのがあるのですが、今月の 19 日の新聞の 1 面に所有者不明の農地が日本の中で増えてきて、23.9% になっているということで、日本の中の九州というところがあるのですけれども、その面積と同じぐらいの面積が所有者不明の状況になってきているということで、今回のケースなんかも県外で、まだ所有者ははっきりしているのですけれども、やっぱり土地というのは、近くで耕作する人がはっきりしていたほうが土地のためにはいいかなという。今回名乗り出ていただきまして、非常にいい環境というか、土地にとりましてもいい流れかなと思っておりまして、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。今日はお疲れさまです。奥様はパートにお勤めで、ご主人がふだん農作業されているということで、朝からずっと一日農作業されているという

ことですか。

9 番申請者 ふだんは私たちは事業を営んでおりまして、〇〇を造る〇〇です。農作業もちろん同時にやっていて、〇〇も運営していて、〇〇事業というのをやっています、その一環として野菜を育てています。

1 6 番委員 将来的に野菜も出荷したいというお話だったので、やはり出荷ベースに乗せるには、ご主人 1 人だけだと、この面積からすると相当きついお仕事になると思うのです。結局奥様のほうも手伝わないと大変なことになると思うのですけれども、農業経営ということが成り立たないと思うのですけれども、パートでお仕事していて、そのほかにまたそれをされるということになると、とても負担が大きくなってきて大変かと。

9 番申請者 パートは主人の事業、〇〇の運営です。

1 6 番委員 ただ、出荷するということになると、とても農作業の労働のほうが大きくなってしまいますので、体の管理のほうもしっかりしていかないと、継続していくのは大変かなと思いますので、ぜひそこら辺健康管理しっかりしてやっていただきたいと思います。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 この書類でいきますと、全体で 1 町歩、約 1 万平米の土地のうちの大分荒地があるということで、まずはこれを畑にする作業が当分主体になるかと思うのですが、将来的にはこれを畑にして野菜を作っていくということですよ。田んぼがないので、この地域の人たちのつながりというのはあまり、田んぼだと用水関係でどうしてもいろいろ一緒にやっていたらいけない部分があるでしょうけれども、幸い畑なので、直接その集落の人たちと付き合うというのは必要ないかなと。必要ないかなという言い方悪いのですけれども、それはちょっと安心材料なのですけれども。

それで、先ほどの説明だと農協の組合員になられるということで、私も農協の役員やっていますので、大歓迎です。それで、農協を今後ぜひとも利用してほしいのです。どういう利用の仕方があるかという、ここでは説明していると時間がかかるので、農協へ行っていろいろ説明を職員に受けてもらいたい。いろいろな野菜の部会、グループがあるので。そういう人たちの話も聞く機会があるかなと思うので、ぜひともそういうのを参考にしてうまいこと野菜作りに励んでいただきたいと思います。

心配なのは、これだけの面積最終的にあるので、もちろんキャンプ場だとか何とかショップとか造るのですから、1万平米は実際畑はやらないと思うのですが、少なくとも半分はやると思うので、半分ということは5,000平米、いわゆる5反歩ですよ。5反歩野菜やるというのは大変なことなのです。例えばナスでも1人で1反歩、苗は600本大体植えるのですけれども、そうすると今年みたいな真夏ですと、倒れてしまう人も何人かいるのですよ。そのくらい日本の夏は過酷ですので、これからますます高温が続くと思いますので、ぜひともお体だけは大切に頑張ってもらいたいと思います。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 たびたびすみません。今、水田の話で思いついたのですが、水田に使っていたところ、水田と登記上はなっているのですけれども、実際は水が引けないので、畑として使うしかないということで、平成16年まで洋梨とプラムの貴陽という結構いいやつですね。あとユズも作っていて、2年ぐらい前まで草刈りを結構していたので、作物は取らなかったのですけれども、木はまだ残っているだろうということなのです。それなので、洋梨、プラムのほうは、野菜ばかりの話なので、その合間というか、果樹の木が残っていれば、ユズなんかは比較的残りやすいというか、残るのではないかと思いますので、そういうものも育てていただいたほうが、いろいろバラエティーに富んでいいのではないかなと感じたのですが。余分なことを言いましてすみません。よろしくお願いします。

議長 ほか。

6番。

6番委員 ご苦労さまです。一部にキャンプ場の予定としてありますけれども、現状を見せていただきました。かなりの大木で、労力も時間もかかると思いますが、現状でどのような計画を持っているか教えてください。キャンプ場について。

9番申請者 聞いたと思うのですが、あそこ国土調査してしまして、元農地だったのですよ。農転が必要かと思ったら、もう必要ないということなのですが、私が聞いている限りなのですが、キャンプ場といっても木は切らないです。今現在立っているではないですか、まばらに。

6番委員 杉の大木。

9番申請者 そう。まばらに立っているではないですか。ああいうのを残したままやるのだ

そうです。車がうまく入れるように造って。全部木を取ってしまうと大変なので。

6番委員 仮に一本も切らないとなると、かなり狭い。

9番申請者 いや、現状を見てもらうと分かるのですけれども、ほとんど中はすいてあるのですよ。きれいにすいてありました。

17番委員 必要によって切るということ。

9番申請者 そう。だから、あれ以上は切らないという話を私聞いています。

6番委員 もう少し細かい図面は頭の中でできていますか。

9番申請者 私、一回造ったのですけれども、キャンプファイアみたいなものではなくて、板張りみたいな下にそういう何か。

9番申請者 デッキ。

9番申請者 デッキみたいなのを造って、その上でテントみたいなのを張るとか、あと車の中へ入って行って車で中へ入って行って。

17番委員 オートキャンプ。

9番申請者 そういう感じを計画しているそうです。

6番委員 今はやりのオートキャンプ。

9番申請者 そうそう。そういうのだそうです。それで、先ほど言った宅地があるではないですか、購入するという。あそこに水があるので、トイレとかはあそこを使うという話を聞いています。

6番委員 どのくらいの期間で、開場の予定は、おおむね。

9番申請者 分かりません。

6番委員 期待しているので。

9番申請者 資金的なこともあるでしょうから。

9番申請者 来年。

6番委員 分かりました。では、期待していますので、頑張ってください。

議長 ほかに。いいですか。

17番委員 では、17番から。本日はどうもご苦労さまです。ウエルカムです。班長さんと職務代理は現場を見ていますけれども、あと地元の農業委員さんは。かなり山の中で、現場もかなり荒れ果てたところで、開墾も結構大変だと思うのですが、6番委員さんがキャンプ場の話を聞きましたけれども、どのぐらいのスパンであそこの開墾、約11ヘクタールを考えているのか。キャンプ場のほうは来年開業したいというお話が今ありましたけれども、それも含めて事業計画を

もう少しここに詳しく書いていただけるとありがたかった。分かる範囲でいいので、今の農地の開発の予定。〇〇さんがご協力してくれるということなので、〇〇さん、ユンボを持っていたりトラクターもいろいろ持っていますから、その辺心強いかなと思っているのですけれども、ご本人がどのぐらいの腹づもりでいるのか、ここで議事録として残したいので、お答えいただきたいと思います。

9 番申請者 今やっている事業は〇〇関係ってさっき申し上げたのですけれども、既にバイクとキャンプという掛け合わせた事業展開を目指しています。

17 番委員 バイスクル。

9 番申請者 バイスクル、自転車とキャンプというのを、最近はやり始めているのです。特に海外、海外のお客さんが多いのですうちは。既にもう来始めていて、テストでうちの小さな農地があるのですけれども、そこにテントサイトを設けて、1組ぐらいが泊まれるような、そこに既に9月と10月の間で五、六組来ていまして、キャンプで利用していますし、それをもう少し拡大した事業展開をしたいのです。自転車で長い距離を旅している、何百キロという。それで中山道を通って京都まで行くというゴールの。

17 番委員 京都まで。

9 番申請者 そうなのです。実際にやられているのですけれども、そういうのをサポートするような事業展開を考えています。できるだけ早くやりたいと思っています。その中山道のスタート地点として、安中は完璧な環境ということです。

9 番申請者 並木、安政遠足エブリシング イットイズグー、本陣色々全部スタートはここ。江戸のスタートは、サイクリングでハイキングも駄目、難しい、大変。安中イズベストスタート。アンド ソーメニーメニー、たくさんの外国人のサイクリングは、ここにアイハブビッグコネクション トゥーメニーメニーサイクリスト アラウンザワールド、アンド ゼイウォントスタート、ここ。

17 番委員 分かりました。ぜひそちらの〇〇さんの事業が成功することを祈っています。先ほど農協さんの協力、農作業に関しては農協さんの協力もありますし、安中市農業委員会としても可能な限りバックアップしたいと思いますので、頑張ってください。どうもご苦労さまでした。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。どうもお疲れさまでした。

9 番申請者 ありがとうございます。

(議案第 1 号 9 番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 3 8)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 3 8)

議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 8 番です。議案第 1 号の 1 班に付託されましたものは、3 条関係が 1 番から 4 番の 4 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査いたしました結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2 班。

2 班班長 6 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、5 番から 7 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3 班。

3 班班長 1 0 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、8 番から 9 番の 2 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第2号の農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。農地法第5条関係です。1班に付託されました議案第3号の農地法第5条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当

しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。  
以上です。

議 長 2班。  
2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、3番、4番の  
2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示した  
とおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満  
たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。  
3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から8  
番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示  
したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全  
て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。  
これより議案第3号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班  
の報告のとおり決定しました。  
次に、日程第6、議案第4号、農地法第43条の規定による届出についてを議  
題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第43条の規定による届出書について受理の可否を審議の  
うえ議決願いたい。

令和5年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第4号、農地法第43条の規定による高度化施設の届出は、議案書5ペー  
ジ記載の1件です。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。



本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

12番。

12番委員 12番です。43条で農産物栽培の高度化施設ということで、以前は宅地並みの扱いだったのですが、平成30年に法律改正になりまして、専ら農産物を生産する場所であって、地面をコンクリートで覆うもので、施設であっても規定を満たしていれば農地とみなして、税制上も農地並みの課税になりますという制度になりました。届出で済むということで、農業委員会で受理されれば通りますということで、現場を見に行きましたら、10月着工ということでなっておりました。そのとおり現物が1棟建って、2棟なのですけれども、2棟目にかかっているということで、現物ができていたほうが確認しやすいなと思ったので、ちょうどよかったなと思ったのですけれども、敷地は隣も何も全部広い自分の取得した土地の中にありますので、隣地への日影の規制とかそういうのもなくて、棟高も軒高も規定以内で、全て基準どおりにしていることを届出どおりということで確認してまいりましたので、報告いたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について届出を受理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農地法第43条の規定による届出については、届出を受理することに決定しました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年10月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の3件です。改正前の農業経営基

盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案に対して質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第10回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時50分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年10月25日

安中市農業委員会会長

4番委員

13番委員